

令和5年第3回睦沢町議会定例会会議録

令和5年9月22日（金）午後1時30分開議

出席議員（13名）

1番	米倉英希	2番	島貫孝
3番	小川清隆	4番	酒井康雄
5番	丸山克雄	6番	久我眞澄
7番	久我政史	8番	麻生安夫
9番	今関澄男	11番	中村勇
12番	市原重光	13番	伊原邦雄
14番	田邊明佳		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	高橋正一
総務課長	白井住三子	企画財政課長	鈴木政信
税務住民課長	秋葉秀俊	福祉課長	石井威夫
健康保険課長	小高俊一	産業建設課長	大塚晃司
会計管理者	中村優	総務課主査兼庶務秘書班長	森川綾子
睦沢町農業委員会事務局長	大塚晃司	教育長	鵜澤智
教育課長	宮崎則彰	教育課主幹（指導主事）	藤田英和
選挙管理委員会書記長	白井住三子		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 秦 悦子 書 記 山 本 祥
書 記 岡 本 理 奈

議 事 日 程 (第 3 号)

日程第 1 議案第 8 号 令和 5 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 4 号)

◎開議の宣告

○議長（田邊明佳君） 本日9月22日は休会の日ではありますが、議事の都合により、特に会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議会関係の報告

○議長（田邊明佳君） 本日の会議に関わる議会運営委員会が、本日午後1時より開催されました。

内容について丸山克雄委員長から報告があります。

丸山克雄委員長。

○議会運営委員長（丸山克雄君） ご報告申し上げます。

本日、午後1時から議長出席の下、議会運営委員会を開催し、令和5年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）に関わる日程等について協議いたしました。

お手元に配付の日程により、ご説明申し上げます。

提出議案については、議案1件であります。

したがって、本日の日程は、議案1件の審議をお願いするものであります。

よろしくご協力のほどお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま報告のありました議案1件については、議会運営委員会で決定のとおりとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案1件については、議会運営委員会で決定のとおり日程とすることに決定いたしました。

◎行政報告

○議長（田邊明佳君） ここで、町長から行政報告があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、総務課所管の行政報告をさせていただきます。

さきの台風13号の接近に伴う大雨の影響による被害状況及び対応について、ご報告をさせていただきます。

9月11日開催の議会の冒頭に、被災直後の状況についてご報告させていただきましたが、その後に確認されたものについてご報告を申し上げます。

まず、家屋の被害では、一部破損が2件、床上浸水が2件、床下浸水は3件、非住宅の被害が1件でありました。

また、お手元の資料のとおり、町道等については、のり面の崩落や路肩の崩壊等の土木施設の被災箇所は、9月19日現在で116箇所、河川で2箇所、農業用施設が17箇所、その他、やすらぎの森キャンプ場の山崩れが1箇所ありました。

また、長楽寺地先の仲町橋については、全面通行止めとなっておりますのでございます。

この他、中央団地内においてであります、町有地から流出した土砂により、駐車場の一部が使用出来ない状況となりました。

また、妙楽寺に登る女坂の法面が崩落し、埋設されていた水道管が破損する状況が生じておるところでございます。

なお、今回の被災に対して、家財の片づけや清掃など人的なボランティア支援を必要とする方を防災行政無線及びホームページで周知を行ったところ、4件の希望がありました。

そのため、町社会福祉協議会に災害ボランティア活動を依頼し、連携団体、これは、町災害対策コーディネーター連絡会、赤十字防災ボランティア睦沢町地区協議会、町防災士会の団体になりますが、団体の方々のご協力により対応をしていただきました。

この4件につきましては、事前に現地調査を行った上で、支援につながったものは1件ありました。

引き続き、関係機関と連携し、早期復旧に向け努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告いたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第8号 令和5年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 議案第8号 令和5年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）

について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は8,339万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ38億5,256万7,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

3款3項1目災害救助費については、人件費として、台風13号接近の影響による9月8日の災害対応から被災状況の把握までの時間外手当を3節職員手当等に計上しました。

10節需用費は、被災された住宅の消毒に係る薬剤の購入費用及び短期間避難者への備蓄用非常食の購入費用を計上しました。

11節役務費には、避難所で避難者に提供した毛布のクリーニング代の計上です。

12節委託料では、災害ボランティア活動を社会福祉協議会に委託した経費を計上しました。

15節原材料費は、災害対応で使用した土のうの補充を行うものです。

18節負担金補助及び交付金では、指定文化財保護復旧費補助金として、過去に町が防災施設整備を実施した妙楽寺の仏像や本堂に係る防災施設の附属設備となる敷地内の水道管が破損したため、文化財保護の観点から、水道管の応急復旧経費の2分の1を交付するものです。

19節扶助費では、床上浸水の被災を受けた方への見舞金2世帯分を計上しました。

次に、10款災害復旧費について、1項1目道路災害復旧費では、道路施設116箇所には被害が発生したことから、その復旧に係る経費を計上しました。

3節職員手当等は、災害復旧事務に係る人件費の計上です。

12節委託料では、国の補助事業に係る災害査定を受けるための測量委託料と調査設計委託料を計上しました。また、道路に流出した土砂の撤去や、道路のり面の復旧などを行うため

の建設機器委託料及び作業委託料を計上しました。

15節原材料費では、建設資材の調達に係る経費を計上しました。

2目河川災害復旧費の14節工事請負費では、河道に堆積した土砂の撤去として2箇所の工事を実施いたします。

次に、2項農林水産施設災害復旧費では、農業用水路17箇所の復旧を行います。

3節の職員手当等は、災害復旧事務に係る人件費の計上です。

12節委託料では、国の補助事業に係る災害査定を受けるための測量委託料と調査設計委託料を計上しました。また、水路に流出した土砂の撤去や水路のり面の復旧などを行うための建設機器委託料及び作業委託料を計上しました。

14節工事請負費は、農業用水路に堆積した土砂の撤去として5箇所の工事を実施します。

2目林業施設災害復旧費では、やすらぎの森キャンプ場の崩落土砂の撤去を行います。

最後に、3項その他公共施設・公用施設災害復旧費ですが、12節委託料は、中央団地の駐車場に崩落した土砂の撤去費用を計上しました。

14節工事請負費は、役場庁舎各所において雨漏りが生じたことから、修繕工事を実施するものです。

歳入については、不足する一般財源に対し、普通地方交付税を増額しました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 町長が報告された中に、家屋の一部破損がありますが、家屋の一部破損2件、この今回の予算補正の中には床上が入っていますが、一部破損の家屋については、これは入っていないんですね。これはどういうふうにもう。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） ご質問の家屋の破損の部分につきましては、今回の補正予算には含まれておりません。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） そうしますと、この方に対する対応というのは、これから先になるわけですね。それともなしですか。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 現在のところでは、町の予算立てをして、この方たちの支援を行うというところはありません。

制度の限界もございますので、今のところはないんですけれども、ただ、県のほうにこういった個人のお宅の崩壊、個人の敷地内での土砂崩れだとか家屋の状況について、県のほうには情報として出しておりますので、今後また県のほうがそういった今回の台風の関係の影響の情報を被災市町村の取りまとめをした中で、どういった支援が、新たなものがまた発生するかどうか、その辺はまだちょっと見極められませんけれども、その辺には注視して参りたいと思いますけれども、今の段階で、町として支援を出来る手当のほうはございません。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

今関澄男議員。

○9番（今関澄男君） 町道にかかる、町道とか、それから赤道、青道、これに係る被害については、当然ここに申請によって計上されているわけでございますけれども、それ以外の例えば農地の被害、そしてまた宅地、それから山崩れ、非常に広範囲な被害が今回あるわけでございますが、これは災害のあった次の日、産業建設課長さんに、農地については40万円以上の見積りといいますか、被害、それからこういったものについて目視をして、査定をしながら対応したいというような話の見解をお伺いして、その旨対応をする者には報告したわけでございますが、それ以外のいわゆる宅地に流入した土砂、それから山崩れ、いわゆる個人所有地の被害が今、非常に多くあります。

その辺の見解を、この災害対策としての見解を、町として一定の原則に基づいてこうだと。これは個人でもって対応してもらう、また一部補助を出来るとか、その辺の定義づけをお伺いしたいなというふうに、まず思います。よろしく申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 私のほうから、農地の復旧についてお答えさせていただきます。

個人所有の農地の復旧については、原則所有者の方に復旧をお願いしております。

先程、議員おっしゃるとおり、比較的小さなもの、40万円以下のもの、基本的に復旧は原形復旧になりますので、土羽のものは土羽で復旧ということになって、それで40万円以下のものは個人の方にお願いしております。

しかし、大規模な、国の災害復旧に該当するような工事については、個人の方から負担金

を徴収した中で、国の事業に乗って、乗れるものは実施していきたいと考えております。

その他農地に関して、近くに公共施設、赤道や、青道のあるものについては、機能回復の観点から、町のほうで復旧をさせていただくような形で取っております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） もう一つ、個人の宅地なり、あるいは山崩れという、自分の所有地の山崩れ、あるいはそれが近隣のところに影響を及ぼすというケースもあるのかと思われますけれども、これにつきましては、先程丸山議員のところでもお答えしましたけれども、町として、今それに対する手だてというものは持っておりません。

個人については個人の所有のところですので、個人で対応していただく。あるいは民々のところでは、そこも町が介入するところではないというところになります。

先程も申し上げましたように、こういった、ただ状況が発生しているということは県のほうには情報として出しておりますし、県も災害の直後に町のほうに来て、町全体として、公共的なところも含めて、全体を把握していきましたので、そういうところで、今後県のほうで何か新たなものが出て来るかというところは注視して参りたいと思っておりますけれども、現段階では、ここについて、町のほうで何か手だてをするということが出来ない状況でございます。

○議長（田邊明佳君） 今関澄男議員。

○9番（今関澄男君） ありがとうございます。

いずれにしても個人対応のところでありまして、これについては、家屋被害等については、先程色々とお見舞金とかという話もございましたけれども、やはり個人で対応、いわゆる即復旧出来る方はいいわけですけれども、もう手がつけられないというようなものについてはそのまま、そのままに赤肌を現したままの状況で、後世に残ってしまうというような方々もいるのではないかというふうに思われます。いわゆる復旧出来ないというような状況ですね。

また復旧出来たとしましても、非常に個人的な費用がかかると、こういうところがたくさんあるわけです。

したがって、その辺は状況を見ていただきまして、何らかの、町としてこういうことについては何らかの手だて、手助け、それは気持ちですね。ほんの少しの前向きなお話をさせていただき、またそれに対するお見舞金でも、少しでもいいから対応していただく。そうい

う姿勢を出していただければ、非常に、被害者もある面では納得するんじゃないかというふうに思いますけれども。

民々の被害については個人でやってくださいということだけでは、何かこういう大きな災害の後については、気持ちが何か整理つかないような状況が残りますので、その辺についての対応が出来得れば、お願いをしたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

本当に被災をされた方に対しましては、本当に心からお見舞いを申し上げるところであります。

先程、総務課長また産業建設課長からあったとおり、現状町で補えるところの部分が限られているところであります。

しかしながら、先程社会福祉協議会のほうに災害ボランティアの活動を依頼していくというところで話をさせていただきましたが、そのボランティア団体の中でも、早急に水路を復旧しなければいけないところとか見極めた中でお手伝いをしていただいたという経緯もございます。

また、独居老人の方であったりとか、若い人がいてすぐ片づけられない状況の人とか、相談を取りあえず受けることは出来ますので、被災をされた方の宅に、相談をいただければ、いったん足を運んで、金銭的な面での支援は、先程総務課長が言ったとおり、県のほうに私も知事にも直接、何とかならないかという話はしていますが、当てにならないことを、あまり夢見る話も出来ませんので、ソフト面での取りあえずは対応をさせていただきたいと思っております。

また、色々県のほうの動きが、災害の被害の大きさがまとまった段階で、県の動きもあろうかと思いますが、それに関しては言い切れるものではありませんので、ソフト面での対応をしっかりとしたいと今思っておりますので、またご協力よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） 今の内容を説明いただいたことで、よく分かるんですけども、一つ腑に落ちないというか、これは町としての何かしらをやっていただきたいと思うことを今話しますけれども、被災者に対しては、これは何かをしなくちゃいけないということで、今話

がありました。

被災者じゃなくて、今度は、自分の所有している土地が、そこが滑って土砂崩れがしたと。そして、隣のうちに被害を与えたと。ところが下の人は確かに被災した人ですから、これは大変なことだと思います。また何らかしらしてやらなければならないと思うんですけども。

土砂の滑った、その持っている所有者が独り住まいであったりとか、要は収入はないと。土地はあるんだけどもお金が入ってこないと。まして貯金もないと。そういう人が中にはいると思うんですよ。

そうしますと、お金のある人だったら、出来るからやってもらうので済むんですけども、どうしてもお金がない、生活保護を受けている方がもしいたならば、そういう方がもしそういう立場だったら、町はどうするのか。伺います。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 議員おっしゃる案件に関しては、今、間違っていなければですけども、福祉課のほうから、しっかりそこら辺の相談を受けているということで話は聞いております。

今現状、先程も言ったとおり、被災者、またその被災者に被災を与えてしまった側の山の例えば持ち主の方の心のケアとか、そこの今、相談に乗ること、また、少しでも安心をしてもらうために、足を運ぶことしか今は出来ていない状況であります。

ただ、心のケアについては、足を運んで、少しでも気が楽になるように、なかなかならないんでしょうけれども、なるように、担当課のほうでは足を運んでいる報告も受けているところでございます。

その先の部分に関しては、ここでははっきり、これがやれます、こうしますとは言えない状況にありますけれども、何かしらそのフォローをしていく中で、県のほうの、また、町のほうで特別に出来るものがあるならば、対応したいとは思いますが、まずもってその被災をさせてしまった側の、山の持ち主の側の心のケアというのは今既に動いているところでありますので、私の答弁で足りないところはちょっと担当課から、個人情報もありますので、答弁の仕方は不十分になるかもしれませんが、今の現状をちょっとお話をさせますので、担当課から答弁させます。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） おおむね今、町長が申し上げたところでございますけれども、生活保護者の方がそのようなことになったということで質問あったかと思っておりますけれども、町

のほうでは、生活保護のほうは実施機関ではなく、県のほうが実施機関になりますので、ただ生活に支障がないところのお金は多分県のほうでも出ないのかなとは思いますが、ちょっとそこら辺は詳しいところは分かりません。

先程の対応につきましては、大分、所有者の方、気落ちしているところがあるということでもございましたので、今週、社会福祉士と保健師のほうで2人体制で訪問させて、ちょっとお気持ちのほう軽くなるように訪問をさせていただいている、そのような支援をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） 分かりました。

最初から話した内容では、そうではないかと思うんですけども、そうであるんですけども、心情的に言いますと、やはり何らかしらの睦沢町として、県・国ではなくて、町として何かそれが出来ることか。要は、子どもだって、少子化の場合、町が手厚い保護、補助金出したりするわけですね。町としてのやつもやるわけですね。それと同じように町としての財政の中から精査した中で、そういうところも、例えば片づけをするとか、そういうものについての補助的なものを出来ないかと。

また、出来ないかと思うんですけども、これ絶対出来ないのか、出来るのか、お答えください。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 明確に答えを出すことは出来ませんが、意見として承ります。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありますか。

酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） お聞きしたいんですけども、一つは、この資料、こちらのほうの件もよろしいでしょうか。

この中に、先程町長のほうから、被災を受けた土砂崩れ等の箇所をここのマップのほうに落とし、その関連する地域の道路の記載が左ページのほうにありますけれども、私が12日までに各地区を回りまして、見たところ、ここに大きな記載漏れがあるのを1点指摘させていただきたいと思います。

それは番号でいうと84番、佐貫妙楽寺の林道のところにある84と読んでよろしいかと思

ますけれども、その林道の佐貫側から1キロ位入ったところ、これが私がおととい通ったときには、まだ道路は通行出来る状況ではありませんでした。この84は、入って約四、五百メートルのところかと思えます。田んぼのほうに流出して、多少砂が入っているところを言っていると思いますが、そこからさらに500メートル、さらに500メートル行ったところになるかと思えます。そのところは、その手前、1キロ入ったところ、崖が約10メートル位落ちてしまって、そこに繁茂していた木が道路にかかっている。栗の木が2本位あるところですので、多分その手前のほうで土砂崩れがあつて、車両が入れなくて、そこを確認出来なかったために、ここ記載が出来ていないのではないかなというふうに思います。

妙楽寺のほうから登るとここまではたどり着いたように思いますが、妙楽寺側も入り口から急坂を上がるところが3、4箇所、やっぱり谷底に向けて土砂が道路を横切った形跡がありましたけれども、私が行ったときには車両が通行出来るように、地元の人でしょうか、それとも関係の工事を担当した方でしょうか、通れるようにはなっていますけれども、完全に復旧はされていませんでした。

そのところが通れない状況ですので、林道をまたいで何かご用がある方は通行出来ないということですので、把握、再度お願いしたいと思います。

2点目、9月8日、台風13号による大変な被害を起こしたわけですがけれども、その後、対策本部を開いて、そして睦沢町の災害状況を把握する、そしてそれに緊急に配備して、修復しなければならないものを、業者さんとか地元で依頼して、または職員のほうで出来るものは行うというようなことをどんどん進めていったかと思えますけれども、関係機関との連絡を取る、または、ここに、先程も触れておりましたけれども、福祉協議会のほうの災害対策本部、こちらに連絡して、独居の方が困っているので、災害ボランティアに是非依頼をして復旧活動に臨んでいただきたいというような連絡をされていると思えますけれども、8月8日から関係機関または役場の職員がそれを把握する、または、区長さん方にご依頼して、区長さん方に災害が発生したところの状況を上げてもらう。そして、災害対策本部への連絡をして復旧活動、また事業者さんに復旧活動する。その時系列をこの12日、13日まで、どのように進めていったのか。それによって今日ここにあった資料が作成されていたかと思えますけれども、その関わりについて、時系列で分かる範囲でご説明いただければと思います。

区長さんに依頼して災害状況を把握するのは、一説には県に素早く報告しなければいけないので、至急、調べて報告いただきたいというような依頼も聞いておりますので、どうい行きさつでそうなっているのか、ご説明いただければと思います。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 私のほうから、1点目の町道妙楽寺・佐貫線、この図面番号で言うと、84番の近くの路線についてお答えさせていただきます。

議員のほうから情報提供いただき、ありがとうございました。

早急に確認させていただき、復旧に努めさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） それでは私のほうから、ちょっと全ての時系列というわけにはいかないかとは思いますが、9月8日の時点では、7時、早朝の職員は、担当職員は、6時台に役場のほうに入っておりましたけれども、第1回の災害対策会議を7時45分に開催しております。

その後、その日のうちに3回ほど集まっておりますけれども、途中のところ、県のほうからは、いわゆるリエゾンと呼ばれている、呼び方してはいますが、情報の収集ということで、早々に県のほうの担当職員も加わって、その会議のほうにも加わって、情報を共有したところでございます。

それから、町のほうで避難所の開設をしたところで、それと同時期に自主防災組織として、避難所を地域の中で開催したところがあるかというようなところで、区長さんのほうにもご連絡をさせていただいたりしまして、結果として4箇所の地域で自主防災組織として避難所のほうを開設したというようなところで、その辺の開設状況につきましても、防災無線で周知をさせていただいたところでございます。

職員は、それこそ全職員が出て来てから、手分けをして現場を回るなり、あるいは情報収集をするなりして、その状況を逐次、県のほうにも電算を使って、システムを使って報告もいたしましたし、関係機関というところで、警察であったり、自衛隊であったり、そういうところからも状況の把握ということで、随時連絡をいただいておりますので、その辺を対応しておりました。

そして翌9日で、避難所のほうの避難者の方が全員帰宅をいたしましたので、警報が解除になりましたので、避難所のほうも閉鎖をしたようなところでございます。

その後も、それこそ随時、区長さん方を通して、区長さん方だけではないですけれども、被害の状況の報告は上がっておりますし、また職員が回っていく中でもその辺を確認しながら、情報収集に努めて参ったところでございます。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） では、2点ほどお伺いします。

1点は、福祉協議会のほうにお困りの方から連絡をいただいて、依頼を、災害ボランティアに、リーダーに連絡をいただいたのが、多分9月12日か13日の午前中ではないかと思えます。私が連絡を受けたのが9月12日夕方、Iさんから連絡をいただきまして、9月13日、手伝えないかという依頼がありました。

ということは、8日に発生して9月12日ですから、またいで5日間かかったということですね。だから独居の方は4日間、裏からまた崩れてくるんじゃないかということで、心配しながら生活していたんじゃないかなということで、ちょっと連絡、その方の連絡がいつ入ったのか私は知りませんが、対応がちょっと遅かったんじゃないかなというのが1点。

もう1点は、こういう大きな災害があったときに、県のほうから連絡を密にするために、前に何か派遣されるというような、県の職員が地元へ派遣されるというような話も聞きましたけれども、今回はあったのでしょうか。

以上、2点お願いします。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 県の派遣は、先程総務課長の答弁にあったように、派遣をされたところです。8日の日には、もう県の職員は役場庁舎内にいたということでもあります。

それと、ボランティアのところですが、日にちに随分、すぐじゃなかつたろうということころであります。防災無線で、手を必要な方いらっしゃいますかと町内全体にお声がけをした中で、そこで上がってきた人も含めて、その日の夕方にまとめて、いつまで、何日まで報告くださいということで、防災無線で流しましたので、声の大きい人の部分だけを手伝いに行くのではなくて、しっかり防災無線で流した後に、ボランティアが必要なんだけれどもという相談があったところも含めて、社会福祉協議会のほうにお願いをしたいということで、そこでまとめるのに少し時間がかかったということでもあります。

すぐに派遣が出来なかったというのは、そこら辺の偏りのないようということも含めてでありますので、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 今の話ですと、多少時間がかかったのはそういう理由ではないかということなんですけれども、もう1点、情報収集には民生委員の力が十分働かなければいけな

と思いますけれども、その辺は民生委員からの連絡を本部のほうに上げるということはあるのでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） 民生委員の方には、8日の日に、特に独居の方、独居の高齢者の方のところで心配な方につきましては連絡を取っていただいて、もし避難が必要であれば福祉課のほうに連絡をしてくださいということで、お願いをいたしました。

それで、先程の社会福祉協議会のほうで手伝っていただいたところについても、民生委員の方が心配されて、こちらに連絡されて、それで、福祉課のほうで月曜日に直接お宅にお伺いしたところ、あのような状況にあったということで、それは総務課のほうに報告させていただいて、今回のボランティアのほうにつながったものと理解しております。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和5年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（田邊明佳君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時12分）